

公益財団法人 日本手工芸作家連合会 評議員選定委員会運営規程

第1章 総 則

(機能)

第1条 評議員選定委員会（以下「委員会」という。）は、法令及び定款にもとづき、公正、中立的な見地から当法人の評議員の選任及び解任を行う。

(構成・定数)

第2条 委員会は、定款第11条第2項にもとづき、当法人の評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名の5名で構成する。

第2章 評議員選定委員

(選任)

第3条 前条の委員会委員(以下「委員」という)は、理事会において選任する。ただし、外部委員は、定款第11条第3項第1号、第2号、第3号の条件を満たしていることが必要である。

2 理事会は、委員の辞任等による退任で、第2条に定める委員の定数を欠くことになるときは、1箇月以内に補欠の委員を選任しなければならない。

(解任)

第4条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに耐えないとき

ただし、理事会は、決議前に当該委員以外の委員の意見を徴するものとする

(任期)

第5条 委員の任期は、選任日から4年後の応答日の前日までの4年間とする。

2 第3条第2項で選任された補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

3 任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、無報酬とする。

第3章 評議員選定委員会

(招集)

第7条 委員会は、法令により別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

2 委員は、委員会の目的である事項及び招集の理由を示して、委員会の招集を請求することができる。

3 会長は、委員に対し、委員会開催日の1週間前までに、委員会の招集通知を、書面をもって発する。

4 前項の規程にかかわらず、会長は、全委員の書面による同意がある場合は、招集手続きを経ることなく、委員会を開催することができる。

5 会長に事故等あるときは、理事会副会長が委員会の招集手続きを代行する。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員の互選により決定する。

(定足数)

第9条 委員会は、定款第11条第6項にもとづき、外部委員1名以上を含む委員総数の過半数の出席が無ければ、開催することができない。

(選任手続)

第10条 委員会は、定款第11条第4項にもとづき理事会又は評議員会から推薦された評議員候補者の中から、定款第10条で定める評議員の定数の枠内で評議員を選任する。選任する評議員数については、理事会及び評議員会と協議して決定することができる。

- 2 評議員の選任に当たって、必要な場合は、候補者の推薦者である理事会又は評議員会の出席を求め、候補者に関する説明を請求することができる。
- 3 候補者が、定数を上回る場合は、賛成票の多い順に定数に達するまで選任する。
- 4 理事会及び評議員会の意見を聴取の上、委員会が補欠の評議員を必要と判断したときは、定款第11条第6項、第7項及び第8項の規定にもとづき、補欠の評議員を選任することができる。

(解任手続)

第11条 委員会は、定款第11条にもとづく評議員の解任を行うときは、次の各号を経て行うものとする。

- (1) 解任対象の評議員に対し、解任理由を明確に提示し、釈明、抗弁の機会を与える
- (2) 当該評議員を推薦した理事会又は評議員会に対し解任理由を事前報告し、解任に対する意見を徴する
- (3) 前各号の結果を、本議案を決議する委員会で報告する

(決議)

第12条 委員会は、定款第11条第6項にもとづく決議をもって評議員を選任する。

- 2 委員会において、代理人による議決権の行使及び書面による議決権の行使を行うことは認められない。

(議事録)

第13条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 委員の現在数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過及びその結果
- 2 議事録は、事務局から選任された委員が作成し、出席した委員全員が記名押印する。
 - 3 議事録は、当法人の事務局が保管管理する。

第4章 雑 則

(事務局)

第14条 委員会の招集通知の発送、委員会開催場所の設営等の庶務的事項は当法人の事務局において行う。

(規程の改廃)

第15条 本規程を変更又は廃止するときは、理事会の承認を得て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。